

# 令和3年度 板橋区居住支援協議会 事業報告

事業主体名 板橋区居住支援協議会

板橋区居住支援協議会会則

(目的)

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、板橋区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

事業の概要

## (1) 総会の開催

居住支援協議会の活動内容を審議・決定するため総会を書面にて開催した。

<開催時期>

令和3年6月11日（金） 書面評決による決議日

<内容>

「令和2年度 事業報告（案）について」

「令和2年度 会計報告書について」

「役員改選（案）について」

## (2) 実務者会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第1回及び第2回は中止としたが、第3回は書面にて各団体の活動報告を提出いただき、実務者全員へ情報共有した。

<開催時期>

令和4年2月16日（水）～3月25日（金）活動報告書提出期間

令和4年3月31日（木） 活動報告書共有

<内容>

「令和3年度活動報告について」

## (3) 住まい探しでお困りの方の総合相談窓口

平成31年4月1日からは、新たな総合相談窓口【板橋りんりん住まいネット】を設置し区役所開庁時に、住まいに関するお困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行った。不動産協力店をはじめ、居住支援法人の支援を受け希望する物件への転居に至ったり、必要なサービスを受けるための手続きまでスムーズな支援へ繋がったりすることができた。

一方、低家賃の住宅への転居を依頼されることが増えたが、4万円以下の物件となると非常に困難で、板橋区内で物件を見つけることができないケースもあった。

令和4年度も引き続き、各関係団体との連携を積極的に図り、住宅探しにお困りの方のサポートを充実させていく。

<相談窓口概要>

設置場所：板橋区役所住宅政策課窓口

相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時

対象者：住宅確保要配慮者

○相談件数と内訳（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

・相談：186件

単身		世帯	
高齢者	88	高齢者	17
障がい者	15	障がい者	10
高齢者かつ障がい者	2	ひとり親	12
低所得者	5	低所得者	2
外国籍	2	高齢者かつ障がい者	1
その他	15	ひとり親かつ障がい者	2
		外国籍	2
		その他	13
合計	127	合計	59

・結果：327件

公営住宅	71	高齢者等世帯住宅情報ネットワーク	85
JKK・UR賃貸住宅	13	家賃等債務保証支援事業	18
全国保証機構	5	いたばし生活仕事サポートセンター	7
福祉事務所	39	法律相談・不動産取引相談	4
居住支援法人情報	52	セーフティネット住宅情報	2
その他	31	合計	327

※1 相談に対して複数の支援サービスを提供しているため相談件数を上回っている。

<寄り添い型支援の実施>

- ・事業概要・・・自分で住宅を探すことができない、緊急連絡先がない等で人的支援が必要と思われる方に対し、居住支援協議会でサポートを行う。
- ・支援内容・・・本人の希望により支援を行う。
  - ① 物件紹介、不動産店への付き添い、内見同行
  - ② 緊急連絡先（法人）の紹介
- ・支援団体・・・居住支援法人